

令和元年五月 改正

東海学生弓道連盟規約

東海学生弓道連盟

東海学生弓道連盟規約

第一章 総則

- 第一条 本連盟は東海学生弓道連盟と称する
- 第二条 本連盟は弓道を通じて、本連盟所属各校相互の連絡と親睦を図り、併せて弓道の研究、発展に貢献することを以つてその目的とする

昭和四十年八月改正	平成十九年二月改正	平成二十四年二月改正
平成十二年八月新訂	平成二十一年二月改正	平成二十五年二月改正
平成十七年四月改正	平成二十三年二月改正	平成二十七年八月改正
平成二十九年五月改正	令和元年五月改正	

第二章 組織

- 第三条 本連盟は加盟する愛知、岐阜、三重、静岡の四県の大学弓道部を以つて組織すると共に、全国八地区の学生弓道連盟と全日本学生弓道連盟を組織する

- 第四条 本連盟本部は連盟委員長の所属する大学弓道部に置く

第三章 事業

- 第五条 本連盟は、その目的の為に左記の事業を行う

- 一、東海学生弓道秋季リーグ戦
- 一、東海学生弓道秋季女子リーグ戦
- 一、東海学生弓道記録会（男子百射会・女子六十射会）
- 一、東海学生弓道新人戦
- 一、東海学生弓道女子新人戦
- 一、東海学生弓道選手権大会

第六章 本連盟は左記の役員を置く

第四章 役員

- 一、会長 一名
 - 一、副会長 若干名
 - 一、名誉会長 若干名
 - 一、顧問 若干名
 - 一、委員長（全日本学生弓道連盟中央委員兼任） 一名
 - 一、副委員長（運営委員長兼任） 一名
 - 一、副委員長（会計兼任） 一名
 - 一、女子部委員長 一名
 - 一、女子部副委員長 一名
 - 一、常任委員（内一名 全日本学生中央委員兼任） 六名
 - 一、全日本学生弓道連盟執行副委員長 一名
 - 一、全日本学生弓道連盟女子部執行副委員長 一名
 - 一、全日本学生弓道連盟執行委員 二名
- 但し、委員長が必要と認められた時、常任委員及び副委員長

を若干名増やす事ができる

中央委員の何れか一名は必ず中央委員会に出席する

第七条 役員任期は左記の通りとする

会長・副会長は九月一日より翌々年の八月三十一日の二ヶ年、全ての役員は九月一日より翌年の八月三十一日の一ヶ年とする。但し、再選を妨げない。又、補欠によって役員に就任したる者の任期は、前任者の残余期間とする

第一節 会長・副会長

第八条 会長は総会の決議を経て、主将会議における承認を以て之を決定する。但し、会長は加盟校のOBであること必要とする

副会長は会長が推薦し、主将会議の過半数の承認を以て決定する

第九条 会長は本連盟を代表する。副会長は会長に事故ある時、之を代理する

第二節 名誉会長及び顧問及び監事

第十条 本連盟に名誉会長及び顧問を置く

第一項 名誉会長は、会長を務めた者の他、功労者及び学識経験者の中から会長が推薦し、総会及び主将会議の承認を以て会長が之を委嘱する

第二項 顧問は愛知・岐阜・静岡・三重の各県弓道連盟

会長及び名古屋弓道協会会長、東海学生弓道連

盟OB会会長の他、功労者を会長が推薦し、総

会及び主将会議の承認を得た後、会長がこれを

委嘱する

第三項 名誉会長及び顧問は本連盟における運営の為に助力し、本連盟の重要事項に関して会長の諮問に応ずる他、総会に出席して意見を述べることが出来る。但し、議決権は有さない

第十一条 監事

第一項 監事は会務及び会計の監査を行い、これを本連盟に報告する

第二項 監事は二名とし、委員長が総会にて之を任命する

第三節 委員長・女子部委員長

第十二条 委員長・女子部委員長は、前年度常任委員の中から、前年度委員長及び女子部委員長の推薦を以て選出され、主将会議の過半数の承認によって任命される

第十三条 副委員長・女子部副委員長・常任委員は、委員長が之を任命する

第十四条 委員長は本連盟の会務を総理する。副委員長は委員長に

事故ある時之を代理する。常任委員は本連盟の会務補佐を行う

第四節 運営委員・連盟委員

第十五条 第一項 運営委員は本連盟加盟校より各校一名を選出する

第二項 運営委員は運営委員会を組織し、本連盟の行う大会事業の運営にあたる

第三項 連盟委員は本連盟加盟校より各校一名を選出する

第四項 連盟委員は定例委員会を組織し、各会議の審議

決定に関して各校の代表者と見做され、同時に議決権を持つ。また本部と加盟校間、及び各加盟校間の連絡を図ることを任務とする

第五章 会議

第十六条 会議は左記のように区分する

第一項 定例委員会は各加盟校より推薦された連盟委員を以って組織し、本連盟の執行代表機関とする。議長は委員長が之にあたる

第二項 定例委員会は原則として三ヶ月に一回開催する。但し、委員長が必要と認めた時、委員長は臨時委員会を招集することができる。又、加盟校の過半数の請求があつた場合、委員長は臨時委員会を招集せねばならない

第三項 運営委員会は事前に運営委員長より指名を受け、各加盟校より選出された運営委員を以て組織し、大会運営に責任を持って携わる。大会運営の責任者は運営委員長であり、議長は運営委員長がこれにあたる

第四項 運営委員会は原則として連盟主催の試合の前に開催する。但し、委員長が必要と認めた時、委員長は運営委員会を招集することができる

第五項 主将会議は各加盟校の男子主将または女子主将を以って組織し、本連盟における最高議決機関

とする。議長は委員長が之にあたる

第六項 主将会議は研修会・東海学生弓道選手権大会前・秋季リーグ戦前の年間三回開催する。但し、委員長が必要と認めた時、委員長は臨時主将会議を招集する事ができる。又、加盟校の過半数の請求があつた場合、委員長は臨時主将会議を招集しなくてはならない

第七項 役員会は東海学生弓道連盟の委員長・女子部委員長・副委員長・女子部副委員長・常任委員・全日本学生弓道連盟執行副委員長・全日本学生弓道連盟女子部執行副委員長・全日本学生弓道連盟執行委員を以って組織し、本連盟の運営機関である

第八項 総会は東海学生弓道連盟の役員を以って組織し、本連盟における最高職務執行機関である。総会は会長が之を招集し、委員長が議長の任にあたる

第九項 総会は左記の事項を決議し、委員長の承認を得る事とする

- 一、規約の改正
- 一、毎事業年度毎の事業計画
- 一、収支予算、事業報告並びに収支決算
- 一、連盟費並びにその他の分担金徴収方法
- 一、会長、副会長及び監事の選出
- 一、その他の重要事項

第十七条 各会議の成立には、次に定める出席者数を必要とする

第一項 総会は、原則として第六条に定める本連盟役員
の全員の出席を以て成立とする。

第二項 総会を除く各会議は、原則として全加盟校の三
分の二以上の出席を以て成立とする。

第三項 各会議において、本人欠席の場合は委任状を以
て出席と認める

第十八条 各会議の議決は、次のように行う

第一項 総会においては、議決は議決権を有する各出席
者一票とし、原則として過半数を以てする。

第二項 総会を除く各会議においては、議決は各大学一
票とし、原則として過半数を以てする

第三項 同様の場合は議長の決する処による

第十九条 本規約の改正を行う場合は、役員総会の他に委員会及び
主将会議にて出席校の三分の二以上の議決を以て行う
事ができる

第二十条 本規約に定める事の他、本連盟の目的に適う事業を行う
に必要な事項は、委員会の決議により別に規定して定め
る

第六章 加盟・脱退・懲戒

第二十一条 本連盟に加盟しようとする大学弓道部は、委員長宛にて
申し込み、全加盟校の承認を得なければならぬ

第二十二条 委員長が正当な理由と認めたる場合、連盟脱退を許可す
る

第二十三条 本連盟は、加盟校に不都合な行為のあった場合は左記の
懲戒手段を講じる

一、始末書の提出

一、罰則金五千円の支払い

一、本連盟主催の大会及び試合への一ヶ年の出場停止
一、本連盟主催の大会及び試合への無期限の出場停止

但し、始末書の提出及び罰則金五千円の支払いは委員長
の権限に属し、出場停止は委員会または主将会議におけ
る三分の二以上の議決による

第二十四条

本連盟は加盟校に不都合な行為が認められし時、主将会
議において当該校を除く全会一致を以て之を除名で
きる

第二十五条

本連盟は除名を受けし大学からの復帰申請がありし時は、
主将会議において全加盟校の三分の二以上の議決を以
つて復帰を認める

第二十六条

本連盟は大会の登録に関し、次の懲罰規定を定める
第一項 事前に連絡なく選手登録用紙を期限内に提出し
なかつた場合は、当該大学を棄権とみなして処
理する

第二項 団体戦立順用紙を期限内に提出しなかつた場合、
当該大学を棄権と見なして処理する

第三項 連盟の指示に従わず選手登録に誤りを犯した場
合、原則として訂正は認めない

第七章 会計

第二七条 本連盟の会計事務は会計が之にあたる

第二八条 会計は会計簿を作成し、年度初めの主将会議において会計報告を行う

第二九条 本連盟の経費は次の収入を以つてあたる

- 一、加盟校の連盟費
- 一、加盟校の部員登録費
- 一、加盟校の大会参加登録費
- 一、補助金
- 一、寄付金
- 一、その他の収入

第三十条 会計年度は毎年七月一日より始まり、翌年の六月三十日を以つて終了する

第三一条 第一項 加盟校の連盟費は部員一名につき一ヶ年壹千円とする

第二項 加盟校の部員登録費として部員一名につき一ヶ年壹千円を納入する

第三二条 各加盟校の連盟費は、毎年十月末日までに納入する。但し、一度納入した金額は特別な理由がない限り返還しない

第三三条 第一項 各加盟校は年度が変わるごとに新規に部員登録を行い、登録期間は三月末日までとする。但し、追加登録は必要に応じ之を認める

第二項 部員登録資格は、当該大学学部・学科での通常在籍期間とする。留年による通常在籍期間を超

えし者の出場資格は之を認めない。但し、休学はこの限りではない

第三四条 各加盟校の部員登録費の納入期限を五月末日までとする。但し、追加登録は必要に応じ之を認める

第三五条 連絡なく納金期限を遅れたる場合、督促を行う。その後一週間以内に納金が確認されぬ場合は、反則金として当該大学に対し五千円の支払いを命ずる

第八章 審判規定

第三六条 本連盟の主催する公式戦には審判を置く

第三七条 審判は本連盟競技規則に則り判定を行う

第三八条 審判の裁定は絶対とする

第三九条 審判は次の規定に従う

- 一、公式戦には場合によつて審判として立合を置く。立合は試合開始二〇分前には試合会場に到着しているものとする
- 一、次の事項に該当する者は失格とする

イ、審判員の判定に服さぬ者

ロ、正当な理由なくして指定時刻に出場せぬ者

ハ、競技及びその進行、会場の整理などに妨害支障

をきたしたる者

ニ、その他競技規定に反する者

第四十条 的中規定は次の規定に従う

一、左記の事項に該当する矢は中りとする

イ、的輪内にて、的枠内に入りたる場合。但し、矢

折れ、筈の飛びし場合、又は矢の一部が安土内に接触している場合も中りとする

第九章 競技規定

第一節 総則

ロ、矢、的を射貫き安土に深く入り、的面に見えぬ場合

第四四条 本連盟の主催する全ての競技は日本弓を以つて之を行う
本連盟の主催する全ての競技における出場資格は、全日本学生弓道連盟及び本連盟加盟校に限る

ハ、的枠の合わせ目に中つた場合

第四五条 本学生弓道連盟及び本連盟加盟校に限る

ニ、矢筈（的輪の内外何れの有無を問わない）を射て中つた場合

又、本連盟の主催する全ての競技における出場選手の出場資格は、全日本学生弓道連盟及び本連盟に部員登録したる者に限る

ホ、矢中りの転落し、矢、的に貫き入つた場合

第四六条 第一項 的の枠の深さ九・一cm（三寸）以上とし、形状は直径三六・六cm（一尺二寸）の星的とし、星の直径は一二・一cm（四寸）とする。尚、八寸

ヘ、的枠を内側より外に射貫いた場合

第二項 遠近により勝敗を決する場合は四五・七cm（一尺五寸）の線的を使用する。線的が使用できない場合はこれに代行する物を使用する

二、左記の事項に該当する矢は外れとする

イ、候串に中つた場合

的の星は八・五cm（二寸八分）とする

ロ、矢、掃き中つた場合

第二項 遠近により勝敗を決する場合は四五・七cm（一尺五寸）の線的を使用する。線的が使用できない場合はこれに代行する物を使用する

ハ、中り矢が的又は枠に中り、飛び返つた場合

第二項 遠近により勝敗を決する場合は四五・七cm（一尺五寸）の線的を使用する。線的が使用できない場合はこれに代行する物を使用する

ニ、矢中りの転落し、矢、的から離れた場合

第二項 遠近により勝敗を決する場合は四五・七cm（一尺五寸）の線的を使用する。線的が使用できない場合はこれに代行する物を使用する

ホ、的枠の外より枠を射貫いた場合

第二項 遠近により勝敗を決する場合は四五・七cm（一尺五寸）の線的を使用する。線的が使用できない場合はこれに代行する物を使用する

ヘ、矢の筈を射貫いて外れた場合

第二項 遠近により勝敗を決する場合は四五・七cm（一尺五寸）の線的を使用する。線的が使用できない場合はこれに代行する物を使用する

第四一条 第四十条の規定に該当せぬ場合は、審判の判断により之を決する

第四七条 的の位置は敷上二七cmとし、候串を使用し射位からの距離は的面まで二八mとする

第四二条 審判は連盟委員又は連盟が指名した審判員を以つて之を定める

第四八条 第一項 引き直しは取懸けて打起を開始した後は之を認めない。尚、試合運営上に支障の生じる場合を除く

第四三条 立合に不都合な行為の認められた場合は定例委員会又は主将会議において懲罰・戒告を処せられるものとする

第二項 矢返しは原則として認めない
第三項 次に該当する矢は無効とし、外れとして扱う。
イ、同一射場において前の射士を追い越して発射した矢。但し、前の射士がその矢を棄権していた場合をのぞく

ロ、各競技で規定される制限時間を超えて発射した矢。但し、制限時間は事前に各加盟校に周知するものとする

第四九条 競技中に次項の行為を禁止する

第一項 射技指導（次の事項を指す）

イ、射手以外の者が狙いを付ける又は指示する
ロ、立位置を指導する

ハ、矢声以外で明らかに指示と見られる発言をする
ニ、体に触れて指導する

第二項 行射の補助となる弓具の受け渡し

第三項 競技中の定義は次の通りとする

イ、新人戦・記録会においては射位に入場した
る時から退場するまでとする

ロ、東海大会・リーグ戦においては取懸より離れまでとする

第五十条 第四九条に違反したる場合、その的に掛かっている全ての矢を失中とする

第五一条 競技への再出場は之を認めない。但し、各試合毎への再出場は可能とする

第五二条 勝敗は中の多少により之を決定する

第五三条 第一項 的中数同数の場合は、各射士一手を以って競射を行い、勝敗を定める。尚も勝敗の決定しない場合は各射士一本を以って勝敗が決定するまで行う

第二項 同中競射の場合は選手の変更を認めない。最終の立の選手で行う

第五四条 自立から他立への移動は之を認めない

第五五条 棄権は敗とみなす。尚、次の場合は審判の協議の上棄権とする

一、試合当日無断欠席の場合
一、試合当日正当な理由なく遅刻した場合
一、選手定員に満たぬ場合

第五六条 再試合は行わない。但し、不測の事態により試合が中断・中止した場合はいちから日を改めて実施する

第二節 リーグ戦規定

第五七条 リーグ戦は、年一回秋に開催する

第五八条 加盟校をI部・II部・III部・IV部・V部とし、加盟校の数によりVI部以下のリーグをA・Bに分割することがある。原則として各部五校制とし、総当たり制とする。尚、リーグ編成に関する詳細は毎年研修会にて決定する

第五九条 第一項 出場者名簿はリーグ戦前の主将会議までに提出

することを要し、提出なき者の出場は認めない。登録なき者が出場したる場合はその者の中

は失中とする

第二項 試合中に道場内に入れるのは、試合当事校の者と審判のみである

第六十条 矢数は一校一六〇射、一射士一立二手射るものとし、一立四人順位とする

第六一条 出場選手は四人二立計八人として各校交互に立ち、二立

目と四立目において先攻後攻を逆転させる（但し、条件を満たせば、八人未満でも出場可能とする）

第六二条

試合開始前、当日の試合に出場する選手八人控え四人を審判員及び対戦校に書面を以って通知する事を要する

第七一条

含まない試合数のことである。尚、延長戦になった場合の行射数は矢数に加算しない

第六三条

先攻・後攻は原則として矢振りによって決定する

第七二条

個人の中率を算出する際、同的中率の場合は行射数に限らず同位とする。但し、的中率一位が複数存在する場合は役員会により試合形式を決め優勝者を決定する。尚、延長戦になった場合の行射数は的中率に加算しない

第六四条

試合中の選手交代は、九射目（三立目）以降之を認める。

第七三条

団体戦の順位は勝数順により定める

選手交代は控えの四人とし、同一試合の再出場は認めない。又、交代は立の交代時に之を行い、交代した立が射位に入る迄を期限として、審判員及び対戦校に書面を以って通知することを要する。遅れた場合、その者のその立の的中を失中とする。立位置の変更は之を認めない

第六五条

審判は連盟が任命した立合校が之にあたる

第七四條

団体戦において同勝数の場合は的中率の順位を決定する。但し、各リーグ・各ブロックで最多勝数が並んでいる場合はその順位において順位決定戦を行う。二校が並んでいる場合はリーグ戦と同形式で順位決定戦を行い、三校以上が並んでいる場合は、並んでいる大学の中の的中率上位三校による三つ巴形式で順位決定戦を行う。的中率上位三校が並んでいる場合には直接対決の結果によって対戦校を定めて順位決定戦を行う。之によって決められない場合には、前年度以前の的中率により対戦校を定めて順位決定戦を行う

第六六条

的中数同数の場合は第五三条に従う

第七五條

個人成績同順位の者が東西学生弓道選抜対抗試合の出場権を争う場合は、その決定方法は競射によるものとする。尚、競射方法は二〇射を以て決定するものとする

第六七条

試合を棄権したる大学は不戦敗とする。また、規定試合全てを棄権したる場合は下部リーグ優勝校と無条件入替とする

第六八条

各部入替戦は、上部最下位校と次の下部優勝校との間で行い、勝者を上部に組み込む。試合形式はⅢ部とⅡ部の入替戦のみ三つ巴形式で行い、他はリーグ戦と同形式で行う

第七六條

リーグ戦本戦中の個人成績は東西学生弓道選抜対抗試合の出場選考対象とする

第六九条

一部優勝校は全日本学生弓道王座決定戦の出場資格を得る

第七七條

個人成績は、リーグ戦本戦において『実績試合数×二〇×三分の二』以上かつ四〇射以上の射数を最低限必要とする。実績試合数とは、リーグ戦本戦のうち、不戦勝を

第七十条

個人成績は、リーグ戦本戦において『実績試合数×二〇×三分の二』以上かつ四〇射以上の射数を最低限必要とする。実績試合数とは、リーグ戦本戦のうち、不戦勝を

第七六条 女子リーグ戦は年一回秋に開催する

第七七条 加盟校を一部・二部・三部・四部・五部とし、加盟校の

数により二部以下のリーグをA・Bに分割することがある。原則として各部五校制とし、総当たり制とする。尚、

リーグ編成に関して詳細は毎年研修会にて決定する

第七八条 第一項 出場者名簿はリーグ戦前の主将会議までに提出することを要し、提出なき者は出場を認めない。

出場したる場合はその者の中は失中とする

第二項 試合中に道場に入れるのは、試合当事校の者と

審判のみである

第七九条 矢数は一校六〇射、一射士一立二手射るものとし、一立三人順立とする

第八十条 出場選手は三人とする（但し、条件を満たせば、三人未満でも出場可能とする）

第八一条 試合開始前、当日の試合に出場する選手三人控え三人を審判員及び相手校に書面を以って通知することを要する

第八二条 先攻・後攻は原則として矢振りによって決定する

第八三条 試合中の選手交代は、九射目（三立目）以降之を認める。

選手交代は控えの三人とし、同一試合の再出場は認めない。又、交代は立の交代時に之を行い、交代した立が射位に入る迄を期限として、審判及び対戦校に書面を以て通知することを要する。遅れた場合、その者のその立の的中を失中とする。立位置の変更は之を認めない

第八四条 審判は連盟が任命した立合校が之に当たる

第八五条 の中数同数の場合は第五三条に従う

第八六条 試合を棄権した大学は不戦敗とする。規定試合全てを棄

権したる場合は下部リーグ優勝校と無条件入れ替えとする

第八七条 各部入替戦は、上部最下位校と次の下部優勝校との間で行い、勝者を上部に組み込む。試合形式は三部と四部の入替戦のみ三つ巴形式で行い、他は女子リーグ戦と同形式で行う

第八八条 一部優勝校は全日本学生弓道女子王座決定戦の出場資格を得る

第八九条 個人成績は、リーグ戦本戦において『実績試合数×二〇×三分の二』以上かつ四〇射以上の射数を最低限必要とする。尚、延長戦になった場合の行射数は矢数に加算しない

第九十条 個人の中率を算出する際、同的中率の場合は行射数に限らず同位とする。但し、的中率一位が複数いた場合は役員会により試合形式を決め優勝者を決定する。尚、延長戦になった場合の行射数は的中率に加算しない

第九一条 団体戦の順位は勝数順で定める

第九二条 団体戦において同勝数の場合は的中率で順位を決定する。但し、各リーグ・各ブロックで最多勝数が並んでいる場合はその順位において順位決定戦を行う。二校が並んでいる場合は女子リーグ戦と同形式で順位決定戦を行い、三校以上が並んでいる場合は、並んでいる大学の的中率上位三校による三つ巴形式で順位決定戦を

行う。的中率上位三校が並んでいる場合には直接対決の結果によって対戦校を定めて順位決定戦を行う。之によって決められない場合には、前年度以前の的中率により対戦校を定めて順位決定戦を行う

第九三条

リーグ戦本戦中の個人成績は女子東西学生弓道選抜対抗試合の出場選考対象とする

第九四条

個人成績同順位の者が女子当時学生弓道選抜対抗試合の出場権を争う場合は、その決定方法は競射によるものとする。尚、競技方法は二〇射を以て決定するものとする。リーグ戦と女子部リーグ戦において、女子部員のリーグ戦出場を認める。但し、女子部リーグ戦に加盟していない大学・女子部リーグ戦に加盟していても、女子部リーグ戦を放棄したる場合に限る。又、その大学の全日本学生弓道王座決定戦の出場資格は無く、女子部リーグ戦の出場資格を放棄した場合は無条件で下部リーグに降格するものとする。リーグ戦に出場する女子部員は女子個人成績の入賞資格があるものとする。尚、出場できる女子部員の人数を一試合につき二人までとする。出場資格の放棄は、リーグ戦前の主将会議まで之を認める

第九五条

第九七条 矢数は各射士一〇〇射とし、一立二手射るものとする

第九八条 順位決定戦は的中数の多少により之を決定する

第九九条 的中数同数の場合は遠近法で順位を決定する。但し、優勝決定戦は定射詰（六射目より八寸的使用）にて決定する

第四節 記録会規定

一、男子百射会

第九六条 本大会への出場選手はリーグ戦終了後の新リーグ編成において、**一・ロ**部校二人以内（うち一名は補欠とする）、**三**部校以降は各校一人以内とする。但し、東海学生弓道選手権大会男子団体優勝校、新人戦男子団体優勝校には

第一百条

二、女子六十射会

本大会への出場選手はリーグ戦終了後の新リーグ編成で、**一・ロ**部校二人以内（うち一名は補欠とする）、**三**部校以降は各校一人以内とする。但し、東海学生弓道選手権大会女子団体優勝校、新人戦女子団体優勝校にはそれぞれ定員が一名ずつ増えるものとし、同年度女子リーグ戦個人成績十位まで、東海学生弓道選手権大会女子個人優

勝者、新人戦女子個人優勝者を本連盟推薦として参加を認める。但し、東海学生弓道選手権大会女子個人優勝者、新人戦女子個人優勝者が女子リーグ戦個人成績十位までと同一の場合、各大会の準優勝者以降、各大会第五位までに繰り下げて出場を認める。尚、女子個人優勝の枠で東海大会と新人戦の両方で出場権を得た場合には、新人戦の枠を優先して取り、東海大会の順位を繰り下げて出場権を与えるものとする。又、一・二部校の補欠選手は、全体の出場選手枠に空きがある場合のみ、一部校の当該年度女子リーグ戦的中率上位校の選手から順に出場を認める

第百一条 矢数は各射士六十射とし、一立二手射るものとする

第百二条 順位決定は的中数の多少により之を決定する

第百三条 的中数同数の場合は遠近法で順位を決定する。但し、優勝決定戦は定射詰（六射目より八寸的使用）にて決定する

第五節 新人戦規定

第百四条 新人戦はリーグ戦の後に、男女とも団体戦・個人戦を行う

第百五条 出場資格は第四五条に加え、入部二年以内の部員に限るものとする。但し、休学により通常登録期間を超える者はこの限りとしな

第百六条 試合形式は次の通りとする

一、男子団体戦

第一項 一チーム選手五人控え二人とし、各校二チーム

まで参加可能とする（団体戦予選へは一チームのみの出場に限り四名から出場を認める）

第二項 団体戦予選は各射士四射、一チーム二〇射を以つて上位八チームを通過とし、的中数同数の場合は第五三条に従う

第三項 決勝はトーナメント（予選的中上位二チームをシード）とし、決勝戦まで各射士八射、一チーム四〇射を以つて勝敗を決する

第四項 選手交代は予選から認める

二、男子個人戦

第一項 予選 四射三中の決定退場とする。団体戦出場者は団体戦予選の四射を之にあてる

第二項 決勝 定射詰（六射目より八寸的使用）

三、女子団体戦

第一項 一チーム選手三人控え二人とし、各校三チームまで参加可能とする（団体戦予選へは一チームのみ出場に限り二名から出場を認める）

第二項 団体戦予選は各射士四射、一チーム一二射を以つて上位八チームを通過とし、的中数同数の場合は第五三条に従う

第三項 決勝はトーナメント（予選的中上位二チームをシード）とし、決勝戦まで各射士八射、一チーム二四射を以つて勝敗を決する

第四項 選手交代は予選から認める

四、女子個人戦

第二項 予選 四射二中の決定退場とする。団体戦出場者は団体戦予選の四射を之にあてる。

第二項 決勝 定射詰（六射目より八寸的使用）

第六節 東海学生弓道選手権大会規定

第七七条 東海学生弓道選手権大会はリーグ戦の前行い、男女とも団体戦及び個人戦を行う

第一百八条 試合形式は次の通りとする

一、男子団体戦

第一項 一チーム選手六人控え四人とし、各校三チームまで参加可能とする（団体戦へは一チームのみの出場に限り四名から出場を認める）

第二項 団体戦予選は各射士四射、一チーム二四射を以つて、上位一六チームを通過とし、的中数同数の場合は第五三条に従う

第三項 決勝はトーナメント式で行い（予選的中上位四チームをシード）、行射は次のように行う
一・二回戦

各射士四射 計二四射を射る

準決勝・三位決定戦・優勝決定戦

各射士八射 計四八射を射る

第四項 選手交代は予選から認める

二、男子個人戦

第二項 予選 四射三中の決定退場とし、三人順立ちで行う。団体戦出場者は団体戦予選の四射を之にあて

る

第二項 決勝 定射詰（六射目より八寸的使用）

三、女子団体戦

第一項 一チーム選手三人控え二人とし、各校三チームまで参加可能とする（団体戦へは一チームのみの出場に限り二名から出場を認める）

第二項 団体戦予選は各射士四射、一チーム一二射を以つて、上位一六チームを通過とし、的中数同数の場合は第五三条に従う

第三項 決勝はトーナメント式で行い（予選的中上位四チームをシード）、行射は次のように行う
一・二回戦

各射士四射 計一二射を射る

準決勝・三位決定戦・優勝決定戦

各射士八射 計二四射を射る

第四項 選手交代は予選から認める

四、女子個人戦

第一項 予選 四射三中の決定退場とし、三人順立で行う。団体戦出場者は団体戦予選の四射を之にあてる

第二項 決勝 定射詰（六射目より八寸的使用）

第十章 附則

第一百九条 本連盟の公式試合における競技審判規定は本連盟規約に

よるが、明記されていない事項に関しては全日本学生弓道連盟の規定に準拠する

第百十條 公式戦実施一週間以上前に特に指定が無い限り、本連盟
における公式戦において、矢声は禁止しないものとする